

京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月30日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第6号

京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を改正する規則
京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を次のように改正する。
第2条中「令和3年7月1日から令和4年10月31日まで」を「令和4年12月1日
から令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)